

鈴鹿市清掃センター改修対策事業

入札説明書等に関する質問への回答 (第2回)

平成27年9月7日

鈴 鹿 市

■入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	17	IV	5	(11) 4) ④	提案書作成要領	指定の提案書様式のほかに、提案書を補足する図表などの独自様式の資料を添付してもよろしいでしょうか。	添付補足資料を用いた説明が認められている様式（第17-1号様式関連）以外については、不可とします。

■要求水準書【設計・建設編】に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
2	1-15	第1章	第5節	4.	概略設計・工事工程	平成28年度は本工事の設計を行い、平成29年度～平成32年度に本工事、試運転及び総合性能確認試験等を行うこととされておりますが、平成28年度の設計期間中にDCSの更新を実施してもよろしいでしょうか。 現在ご使用されているDCSは生産中止となっております。故障の際の保守対応についても、メーカーの部品状況によっては復旧することが不可能となり、本施設全体の操業停止となる恐れがあります。 経年劣化による突然の故障も懸念されるため、予防保全の観点から、早急に更新したいと考えております。	入札説明書等に関する質問への回答（第1回）No. 1, 18で回答したとおり、設計建設工期については事業者の提案に委ねますが、工事着工は平成29年度以降となります。 なお、実施設計承諾後の工事着工となりますので、これを踏まえた設計建設工程を提案してください。
3	1-21	第1章	第10節		提出図書	第1回入札説明書等に関する質問への回答（No. 26、28）において、図面についても編集可能なデータで提出することになっておりますが、メーカーの技術上のノウハウ流失に繋がるという理由から、編集可能なデータを取得することは困難な場合があるため、編集可能な電子データの提出範囲については、計装フローシートや機器配置図などの共通図面とし、各機器個別の図面に関してはPDFデータでの提出にさせていただけないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとしますが、詳細は協議で決定します。
4	添付資料3				計量棟・軽量機・搬出道路計画図	敷地内の南側を整地して、工事用仮設道路を設置してもよろしいでしょうか。	提案は可能としますが、実施の可否については、関係機関との協議等を踏まえ、市の承諾を必要とします。

■要求水準書【管理運営編】に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
5	1-12	第1章	第4節	7. 1)	電気	電力会社と全停時に自家発補給電力契約を結ばれていますでしょうか。 その場合、基本料金、電力単価をご教示ください。	締結していません。
6	4-4	第4章	14.	4)	運転計画の作成	「4)事業者は、定期点検、定期補修を行う場合、2炉運転を原則とし、全炉停止期間を可能な限り短くするように計画すること。」とありますが、2013年、2014年の電力需給年報には、年間6回の買電があります。 SPCが作成する運転計画は、買電回数・期間を極力、抑える運転計画を優先的に採用して頂けると考えてよろしいでしょうか。	SPCの作成する運転計画は、要求水準書の基本方針等を満たすことが必要となりますので、必ずしも買電回数・期間を抑制することを優先するわけではありません。
7	6-1	第6章	4.		作業環境保全基準	事務所使用前に、労働安全衛生法 事務所衛生基準規則の測定記録を提示願います。	閲覧資料に追加します。
8	—					敷地内の南側を整地して、工事道路を設置してもよろしいでしょうか。 また、本道路を常設として運用してもよろしいでしょうか。	前段については、入札説明書等に関する質問への回答（第2回）No.4を参照してください。 後段については、提案は可能としますが、実施の可否については、関係機関との協議等を踏まえ、市の承諾を必要とします。

■落札者決定基準に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
9	6	5	(1)	①ア	環境対策	「排ガス（ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ダイオキシン類、一酸化炭素）、排水、騒音、振動、悪臭に対する自主保証値に関して優れた提案がなされているか。」とありますが、保証値に関しては、要求水準書記載の数値であると考えます。したがって、ここで記載の自主保証値とは自主管理値と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書記載の数値は公害防止基準であり、これと同等以上の自主保証値に関する提案を求めています。自主管理値については、「2.管理運営業務に関する事項 ③運転管理業務 ア.」にて提案してください。
10	6	5	(1)	④ア	施工計画	仮設計画の提案において、ごみ搬入車両と工事車両の車両動線分離のために工場煙突側の敷地を造成し、工所用仮設道路を工業団地側の市道に接続する計画をしております。工所用仮設道路を市道に接続して工所用車両を通行させてよろしいでしょうか。また、工事終了後は運営管理で薬品搬入用や灰搬出用道路として利用できるように、常設道路として整備し使用してよろしいでしょうか。 工事終了後に常設道路として使用できない場合は、仮設道路については現状復帰ではなく、造成部分の敷地境界をフェンス等で囲い、造成したスペースについては、管理運営にて駐車スペースや資材置場等として有効活用してもよろしいでしょうか。	前段については、入札説明書等に関する質問への回答（第2回）No.4を参照してください。 後段については、入札説明書等に関する質問への回答（第2回）No.8を参照してください。
11	6 7	5	(1)	④ア ⑥ア	施工計画 渋滞対策	要求水準書の計量機及び計量棟新設に伴う造成工事、工所用仮設道路用造成工事のアスファルト舗装の仕様は、下層路盤厚200cm、上層路盤厚150cm、表層厚5cmとしてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。参考として、既設の構内道路の標準仕様は、表層（密粒度アスコン t=50mm）、上層路盤（粒度調整路盤 t=150mm）、下層路盤（切込砕石路盤 t=230mm）です。 なお、詳細については、事業者の実施するCBR試験結果に基づき、実施設計協議時に協議します。 また、道路路面復旧基準（鈴鹿市）を閲覧資料に追加します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
12	6 7	5	(1)	④ア ⑥ア	施工計画 渋滞対策	要求水準書の計量機及び計量棟新設に伴う造成工事、工事中仮設道路用造成工事の路盤材は、再生砕石（RC）としてよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問への回答（第2回） No. 11を参照してください。
13	6 7	5	(1)	④ア ⑥ア	施工計画 渋滞対策	要求水準書の計量機及び計量棟新設に伴う造成工事、工事中仮設道路用造成工事の仮設調整池の設置は必要でしょうか。	工事期間中の防災調整機能及び工事排水対策の確保の観点より設置してください。 なお、詳細については、実施設計協議時に協議します。 また、工事排水の管理については、「1. 基幹的設備改良工事に関する事項 ④施工計画 ア。」にて提案してください。
14	6 7	5	(1)	④ア ⑥ア	施工計画 渋滞対策	要求水準書の計量機及び計量棟新設に伴う造成工事、工事中仮設道路用造成工事の調整池の設置は必要でしょうか。	工事後の防災調整機能の確保を前提に事業者の提案に委ねます。 なお、詳細については、実施設計協議時に協議します。 また、調整池からの放流水の管理については、「2. 管理運営業務に関する事項 ⑤環境管理業務 ア. もしくはウ。」にて提案してください。
15	6 7	5	(1)	④ア ⑥ア	施工計画 渋滞対策	要求水準書の計量機及び計量棟新設に伴う造成工事、工事中仮設道路用造成工事において場外自由処分物（伐採、除根、残土処分）が発生するため、工場敷地の土壌調査の結果をご教示ください。	本工事にて必要な調査は事業者にて実施してください。また、調査結果に伴い必要となる許認可申請等は、要求水準書（設計・建設編）のP1-27に示すとおりです。

■様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
16	第16-5号様式	管理運営業務に関する提案書	⑤環境管理業務	ア		「環境保全計画」の測定項目である主灰、混合灰、飛灰処理物の排出基準ですが、精密機能検査報告書では、焼却灰のみの含水率を測定しています。 測定は、焼却灰のみと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（管理運営編）のP1-11を参照してください。
17	第16-5号様式	管理運営業務に関する提案書	⑤環境管理業務	ア		「環境保全計画」の測定項目である排水の排出基準ですが、生活環境影響調査書では、施設外に放流しないため測定していません。 測定は、不要と考えてよろしいでしょうか。	排水基準値については、要求水準書（管理運営編）のP1-10を参照してください。なお、環境保全計画については、関係法令、公害防止条件、現行計画等を踏まえ、事業者の提案に委ねます。
18	第16-5号様式	管理運営業務に関する提案書	⑤環境管理業務	イ		「作業環境保全計画」の作業環境保全基準を定めるため、鈴鹿市で定めた作業環境保全基準をご教示ください。	法令に基づきます。
19	第16-5号様式	管理運営業務に関する提案書	⑤環境管理業務	ウ		「周辺環境への影響確認」で、鈴鹿市殿が実施されている項目は、入札説明書 別紙2 閲覧用参考資料リスト 86 清掃センター周辺環境調査で測定の ・大気質のダイオキシン類濃度 ・水質のダイオキシン類濃度 ・土壌のダイオキシン類濃度 と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	第16-5号様式	管理運営業務に関する提案書	⑤環境管理業務	ウ		「周辺環境への影響確認」は、要求水準書（管理運営編）（第6章 環境管理業務など）に事業者が実施する記述がありません。 「周辺環境への影響確認」は鈴鹿市が、実施すると考えてよろしいでしょうか。	鈴鹿市は、①大気質のダイオキシン類濃度、②水質のダイオキシン類濃度、③土壌のダイオキシン類濃度の周辺環境調査を実施しています。 測定箇所・頻度は、入札説明書 別紙2「閲覧用参考資料リスト86 清掃センター周辺環境調査」を参照してください。 鈴鹿市が実施する調査以外の調査（調査項目の追加、調査頻度の追加等）の提案を事業者に求めています。

■建設工事請負契約書（案）に対する質問への回答

No.	ページ	条	項	号	項目名	質問内容	回答
21	15	第17条	5		条件変更等	「発注者の責めに帰すべきことが明らかでない場合」とは、発注者の責任でない不可抗力等の事由について受注者の責となるので「受注者の責任が明らかでない場合」に修正していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
22	16	第20条	2		受注者の請求による工期の延長	「発注者の責めに帰すべきことが明らかでない場合」とは、発注者の責任でない不可抗力等の事由について受注者の責となるので「受注者の責任が明らかでない場合」に修正していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
23	36	第54条			仲裁	仲裁合意書をご教示ください。	別紙（案）のとおりとします。

■管理運営委託契約書（案）に対する質問への回答

No.	ページ	条	項	号	項目名	質問内容	回答
24	28	第48条	1		紛争の解決	「契約書記載の調停人」とありますが、調停人はいつ、どのように決定するのかご教示ください。	管理運営委託契約書（案）第48条第1項の「契約書記載の調停人」を「協議の上調停人を選任し、当該調停人」に契約書において修正します。
25	28	第48条	2		紛争の解決	管理運営委託契約書における第12条3項もしくは5項とありますが、5項が存在しておりません。また12条と48条の条文の内容が合致しないと思いますが、12条でよろしいのでしょうか。ご教示ください。	本項を削除し、契約書において修正します。